

大分県独自歩掛等について

大分県農林水産部が独自の調査等に基づき定めた標準歩掛を記載しています。歩掛の一覧・適用日は下記のとおりです。

項 目	適 用 日	頁
基礎材(基礎栗石工)	令和7年8月15日	1
波状管布設工	廃止	2
横断暗渠据付工	令和7年8月15日	3
ため池耐震診断（液状化の検討）	令和7年4月1日	4
ため池豪雨対策業務(洪水吐の水理性能照査)	令和7年4月1日	5
ため池整備工事 現場透水試験	令和7年4月1日	6
布製型枠工	令和7年4月15日	7
伐採等作業(取得した立木の処理)	令和7年8月15日	9
機械除根(施工区域外の伐開等作業)	令和7年8月15日	10
積込(施工区域外の伐開等作業)	令和7年8月15日	11
ダンプトラック運搬(1運搬当たり)	令和7年8月15日	12

基礎材（基礎栗石工）

1. 適用範囲

本歩掛は、鉄筋構造物、小型構造物の基礎栗石工に適用する。

2. 採用歩掛

本歩掛は、『治山林道必携（積算・施行編）（（一社）日本治山治水協会、日本林道協会 発行）』森林整備保全事業標準歩掛の共通工(2)基礎栗石工(機械施行)の歩掛を適用している。

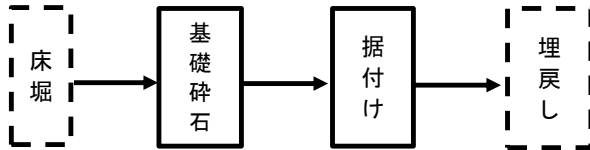
横断暗渠据付工

1. 適用範囲

本歩掛は、プレキャスト製品による暗渠ボックス（L=2,000mm）の据付・撤去作業の施工に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

据付歩掛は、次表を標準とする。

表 1 横断暗渠据付歩掛

（10m当り）

横断暗渠規格	世話役 （人）	特殊作業員 （人）	普通作業員 （人）	バックホウ運転 （クレーン機能付）（日）	敷モルタル率 （％）	基礎砕石費率 （％）	諸雑費率 （％）
250×250 ～ 600×600	0.3	0.2	0.6	0.3	10	21	17

- （注） 1. 歩掛は、運搬距離30m程度までの小運搬を含むものであり、床堀、埋戻しは含まない。
2. 敷モルタル費・基礎砕石費・諸雑費は、労務費、賃料及び、機械運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、敷モルタル費基礎砕石費及び諸雑費に含まれる内容は、次のとおりである。
〔敷モルタル費〕：敷設労務、材料投入・モルタル等材料費
〔基礎砕石費〕：敷設・転圧労務、材料投入・締固め機械運転経費、砕石等材料費
〔諸雑費〕：緊結用器具、コンクリートカッタ運転経費、目地モルタル
横断暗渠製品損失分の費用、コンクリートカッタブレードの損耗費用
3. 基礎砕石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
4. 基礎砕石費は、材料の種別・規格にかかわらず適用できる。
5. 撤去歩掛は、据付歩掛（基礎砕石を除く。）の50%とする。
6. バックホウ（クレーン機能付）は賃料とする。また、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格に準拠した機械である。

4. 単価表

（1）横断暗渠据付（10m当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	適 用
世 話 役		人		表 1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
暗 渠 ボ ッ ク ス	〇〇×〇〇×2000	個	5	
バックホウ （クローラ型・クレーン機能付）	超低・排対型（～2014規制） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）1.7t吊	日		表 1
敷 モ ル タ ル 費		式	1	表 1（注） 2
基 礎 砕 石 費		〃	1	〃
諸 雑 費		〃	1	〃
計				

（2）機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バックホウ （クレーン機能付）	超低・排対型（～2014規制） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）1.7t吊	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →34 機械賃料数量→1.50

（注） 1. 適用単価表は令和7年度土地改良工事積算基準（土木工事）の機械単価表による。

ため池 耐震診断（液状化の検討）

1. 適用範囲

本歩掛は、ため池における、耐震診断（液状化の検討）に適用する。

2. 作業項目及び作業内容

作 業 項 目	作 業 内 容
液状化の検討	簡易判定法 (FL値法) による液状化の判定 (レベル1地震動) ・ 粒度試験結果と標準貫入試験結果からFL値を求め、液状化の判定を行う。

3. 歩掛表

直接人件費

1 断面当たり

作 業 項 目	職 種					
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
液 状 化 の 検 討		1.0	2.0	3.0	2.0	

(注) (1) 検討断面は、ため池 1 施設当たり 1 断面とする。

ため池 豪雨対策業務（洪水吐の水理性能照査）

1. 適用範囲

本歩掛は、ため池における、豪雨対策業務（洪水吐の水理性能照査）に適用する。

2. 作業項目及び作業内容

作 業 項 目	作 業 内 容
洪水吐の水理性能照査	既設洪水吐流下断面の水理性能照査 ・ 設計洪水量に対する既設洪水吐の排水能力を検討する。

3. 歩掛表

直接人件費				1 断面当たり		
作 業 項 目	職 種					
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
洪水吐の水理性能照査				1.0	1.5	

（注）（１） 検討断面は、ため池 1 施設当たり 1 断面とする。

ため池整備工事 現場透水試験

1. 適用範囲

本歩掛は、ため池整備工事における現場透水試験に適用する。

2. 歩掛表

作 業 項 目	職 種		1 孔当たり
	土木一般世話役	普通作業員	諸雑費
現場透水試験	0.25	0.25	3,000円

作 業 項 目	金 額	1 式
報告書作成	86,600	

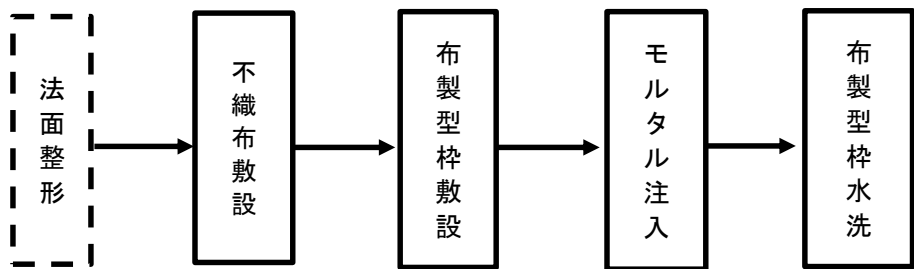
布製型枠工

1. 適用範囲

- 本歩掛は、ため池改修工事の上流法面保護工に適用する。
- 1. ブームが届く範囲で施行するものとし、圧送管が必要な場合は別途計上する。
 - 2. 単価表(4)布製型枠設置工(市場単価)には、下記施工フロー内における“不織布敷設～布製型枠水洗い”の労務費及び機械費すべてを含んでいる。機械費はコンクリートポンプ車（スクイーズ式 55～60m³/h）、水洗い用の小型揚水ポンプ（エンジン式 口径1インチ程度）を標準とする。
 - 3. 滑動防止鉄筋の打設は含まれていない。
 - 4. モルタルの材料ロスを含む（標準ロス率は4%）
 - 5. 標準単価が適用できない範囲
 - (1) マット懸垂用杭を設置する施工幅が確保できない場合。（図1参照）
 - (2) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

据付歩掛は、次表を標準とする。

表 1 布製型枠設置歩掛 (100m²当り)

布製型枠 規格	設置勾配	布製型枠 (m ²)	モルタル m ³	諸雑費率 %	布製型枠設置工 (m ²)
t=40	1：1.2以上の緩い勾配	100	4.8	2.0	100
t=40	1：1.2未満のきつい勾配	100	4.8	4.0	100
t=50	1：1.2以上の緩い勾配	100	6.0	2.0	100
t=50	1：1.2未満のきつい勾配	100	6.0	4.0	100
t=65	1：1.2以上の緩い勾配	100	7.8	2.0	100
t=65	1：1.2未満のきつい勾配	100	7.8	4.0	100
t=100	1：1.2以上の緩い勾配	100	12.0	2.0	100
t=100	1：1.2未満のきつい勾配	100	12.0	4.0	100

- （注） 1. 諸雑費は、布製型枠・モルタルの合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
なお、諸雑費に含まれる内容は、次のとおりである。
緩勾配：マット懸垂用の単管パイプ、レバーブロック、杭等の損料
急勾配：マット懸垂用の単管パイプ、レバーブロック、杭、ロープ高所作業用資機材等の損料

4. 単価表

(1) 布製型枠工 (100m²当り)

	名 称	規 格	単 位	数 量	適 用
(1)	布製型枠		m ²	100	
(2)	モルタル	1:2を標準とする	m ³		表2
(3)	諸雑費		%		表3、Σ(1)~(2)
(4)	布製型枠設置工		m ²	100	市場単価
(5)	単価		m ²		

表2：モルタル数量

製品規格 (厚み)	モルタル数量 (m ³)
t=40mm	4.8
t=50mm	6.0
t=65mm	7.8
t=100mm	12.0

表3：諸雑費率

製品規格 (勾配)	諸雑費率 (%)
1:1.2以上の緩い勾配	2.0
1:1.2未満のきつい勾配	4.0

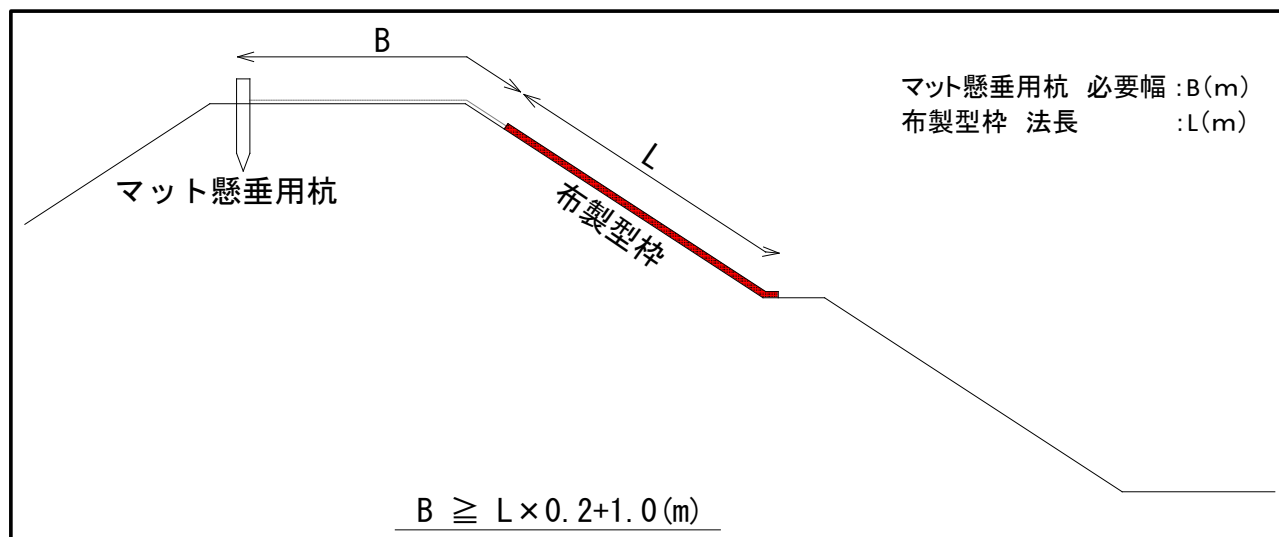


図1 マット懸垂用杭の設置に必要な幅

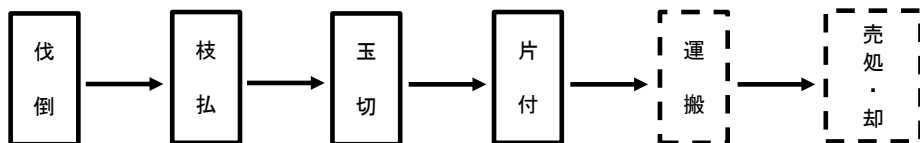
伐採等作業(取得した立木の処理)

1. 適用範囲

本歩掛は、大分県が取得した立木の処理に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

本歩掛は、令和6年度 治山林道必携 積算・施工編【上巻】 森林整備保全事業標準歩掛 「第2編 治山 第5 森林整備 5-1-11 (参考歩掛)本数調整伐」を基に、大分県独自施工単価として作成した。

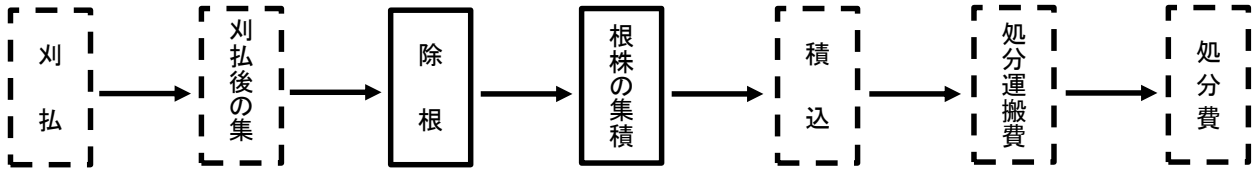
機械除根(施工区域外の伐開等作業)

1. 適用範囲

本歩掛は、工事に必要な施工区域外の土取場（原石山を含む）及び建設発生土受入れ地等の伐開等作業（伐開、除根、除草等）のうち、除根作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

本歩掛は、『治山林道必携（積算・施行編）』（（一社）日本治山治水協会、日本林道協会 発行）『森林整備保全事業標準歩掛の共通工 伐開・除根のうち、「機械除根」（バックホウ）の歩掛を適用している。

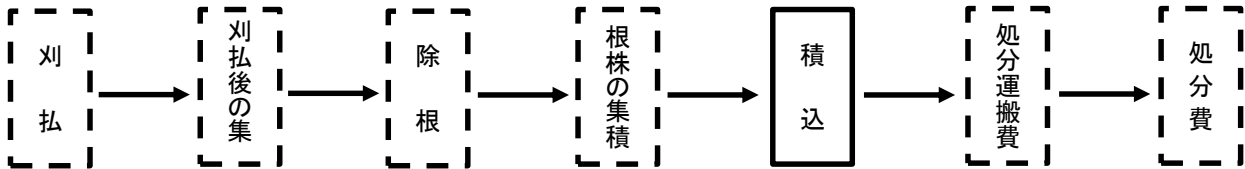
積込(施工区域外の伐開等作業)

1. 適用範囲

本歩掛は、工事に必要な施工区域外の土取場（原石山を含む）及び建設発生土受入れ地等の伐開等作業（伐開、除根、除草等）のうち、積込作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

本歩掛は、『治山林道必携（積算・施行編）』（（一社）日本治山治水協会、日本林道協会 発行）『森林整備保全事業標準歩掛の共通工 根切・積込のうち、「積込」の歩掛を適用している。

ダンプトラック運搬（1運搬当たり）

1. 適用範囲

本歩掛は、ダンプトラックの運搬作業に適用する。

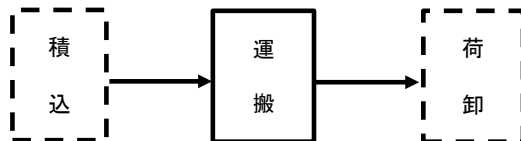
※『治山林道必携（積算・施工編）』（（一社）日本治山治水協会、日本林道協会 発行）』森林整備保全事業標準歩掛の共通工 ダンプトラック運搬をもとに大分県が独自で作成した。

表 1. 1 組合せ機械

運搬機種・規格	積込機種・規格
ダンプトラック10t級	バックホウ 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）
	バックホウ 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）
	バックホウ 山積0.28m ³ （平積0.2m ³ ）
	人力
ダンプトラック8t級	バックホウ 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）
	バックホウ 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）
	バックホウ 山積0.28m ³ （平積0.2m ³ ）
	人力
ダンプトラック6t級	バックホウ 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）
	バックホウ 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）
	バックホウ 山積0.28m ³ （平積0.2m ³ ）
	人力
ダンプトラック4t級	バックホウ 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）
	バックホウ 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）
	バックホウ 山積0.28m ³ （平積0.2m ³ ）
	人力
ダンプトラック2t級	バックホウ 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）
	バックホウ 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）
	バックホウ 山積0.28m ³ （平積0.2m ³ ）
	人力

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。ただし、積込・待ち・シート掛け・荷卸等におけるダンプトラックの稼働時間は含む。

3. 施工歩掛

3-1 サイクルタイムの算出

1サイクルの所要時間(Cm)＝運搬状況による係数(β)×運搬距離(L)＋積み込み等その他の作業時間(α)

Cm：サイクルタイム(min) 小数点以下四捨五入

β：運搬状況による係数 表3.1を参照

L：運搬距離(km) 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は平均値とする。

α：積み込み等その他の作業時間(min) 表3.2を参照

表3.1 運搬状況による係数(β)

区分	β
D I D区間率 70%以上 昼間運搬	5.8
D I D区間率 30%以上 70%未満 昼間運搬	5.3
D I D区間率 30%未満 昼間運搬	4.8

- 注) 1. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 2. D I D区間率＝D I D区間÷運搬距離×100%である。
 3. D I D区間は、運搬経路のうちD I D地区に係る区間とする。
 4. D I D地区(人口集中地区)は、総務省統計局国勢調査において設定された地区であり、その区域はD I D地区境界図によるものとする。

表3.2 各車種ごとの積み込み等その他作業時間係数(α)

(min)					
積込機種	規格	運搬車種	積込時間	その他時間	α
バックホウ	クローラ型 山積0.8m3 (平積0.6m3)	10t	7	8	15
		8t	6		14
		6t	4		12
		4t	3		11
		2t	1		9
バックホウ	クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3)	10t	13	8	21
		8t	10		18
		6t	8		16
		4t	5		13
バックホウ	クローラ型 山積0.28m3 (平積0.2m3)	10t	22	8	30
		8t	17		25
		6t	13		21
		4t	9		17
人力	クローラ型 山積0.8m3 (平積0.6m3)	2t	4	8	12
		10t	60		68
		8t	45		53
		6t	35		43
		4t	25		33
		2t	10		18

- 注) 1. αは、積込・待ち・排土・シート掛け等の時間である。
 2. 現場条件等(地域の状況により著しく交通渋滞がある場合又は交通規則等がある場合)により本式を適用し難い場合は、実情に応じて別途積算する。

3-2 1運搬当たりのダンプトラック運搬費の算出

1運搬当たりのダンプトラック運搬費(A)＝サイクルタイム(Cm)÷60×運転1時間当たりのダンプトラック機械経費(A')

A：1運搬当たりのダンプトラック運搬費(円/運搬)

Cm：サイクルタイム(min) 小数点以下四捨五入

A'：運転1時間当たりのダンプトラック機械経費(円/h) 表4.1より算出する。

4. 単価表

表4.1 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ダンプトラック	各種	機-7	

(注) 1. 適用単価表は土地改良工事積算基準(土木工事)の機械単価表による。